



中部運輸局自動車交通部

平成30年12月26日 定例記者懇談会 発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官

岡田、加藤 TEL 052-952-8038

同時発表：福井県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ

タクシー事業者に対する集中監査について

中部運輸局では、一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）を対象として、輸送の安全確保状況の確認のため、平成31年1月に集中して監査を実施することとしましたのでお知らせします。

記

1. 集中監査の実施時期

平成31年1月

2. 監査対象事業者

- (1) 公安委員会、労働基準監督署等から通報があった事業者
- (2) 事故や利用者等から苦情があり、輸送の安全確認が必要と判断した事業者
- (3) 新規許可事業者、事業の譲渡譲受等により経営主体が変わった事業者
- (4) 長期間監査を実施していない事業者

3. 重点監査項目

- (1) 点呼の確実な実施及びアルコール検知器の適正な保守管理
- (2) 運転者の指導監督（健康診断、適性診断の受診及びその活用状況など）
- (3) 運転者の勤務時間、乗務時間の設定及びこれにかかる法令等の遵守
- (4) 車両の点検及び整備の実施
- (5) 運行管理者講習の受講

以上